

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（第15回）

■日時 令和5年7月6日（木） 午後7時～午後9時15分

■場所 市役所西棟4階412会議室

出席委員：渡邊委員長、岡部副委員長、木下委員、久留委員、古賀委員、鈴木委員、
中村委員、箕輪委員、吉田委員、伊藤委員、恩田委員

欠席委員：なし

1. 開 会

委員長が開会を宣言し、企画調整課長が委員の出席状況について及び配布資料について説明した。

2. 議 事

（1）計画案素案について

【委員長】 本日は、前回議論する予定だった平和・文化・市民生活分野からスタートし、子ども・教育、緑・環境、都市基盤の計4分野について協議する。事務局の説明の後、分野担当委員のコメントをいただき、委員間の協議に入る。

企画調整課長が、資料1「第六期長期計画・調整計画案（素案）」のうち、（3）平和・文化・市民生活分野の、第六期長期計画・調整計画討議要綱からの変更点及び第六期長期計画にはなかった新たな記載について説明した。

【A委員】 体感治安について、民間・国の調査によると、国全体の不安はなくなってきているという数値が年々高まっている。いたずらに不安をあおるのはよくない。また、委員長も、私が欠席した回でコメントをしてくださった。体感治安に関する記述は、なくなってよかったと思っている。

松露庵については、討議要綱の記載のままになっている。ここはご専門のH委員のご意見を伺ったほうがいいのではないか。

プールに関しても、討議要綱のままになっている。バリアフリーやユニバーサルデザインからはほど遠いつくりになっている現状を視野に入れてほしいという思いから、私は「誰もが利用できるバリアのないプールへの改築も検討する」という修正案を出したが、反映されなかった。作業部会等でも検討していきたい。

松露庵とプールの記載以外は、かなり反映された。私はこれでいいと思う。

【B委員】 アンテナショップ「麦わら帽子」は、先週、株主総会が終了した。45 ページの5行目に「新規顧客の獲得・売り上げの増加を目指すとともに」とあり、これはもちろんそのとおりで、友好都市の商品を置くアンテナショップとしては、その強みを生かして、その後段の記載のとおり、「交流拠点として、モノを通じた市民間交流を継続する」に重きを置くべきだという意見が多々あった。そのため、「新規顧客の獲得・売り上げの増加を目指すとともに」は削除してほしい。

【副委員長】 六長策定時、店舗に行っても夕方には品物がなく、商売をする気があるのかという意見があったが、そこは改善されたのか。改善されたうえでその文言を外すならいいが、今はどういう状況にあるのか。

【B委員】 六長策定時までは赤字が何年か続いていたが、六長ができて、人件費、品物の仕入れ等、経営改善を図り、過去3年間、黒字に転換したが、物価と光熱費の高騰により、去年また赤字になった。今大事なのは、顧客にリピーターとなってもらう施策だ。SNSを活用した取組み等は今後も続けるが、交流拠点となることに力を入れる。なお、「麦わら帽子」の株主は、友好都市の方だ。株主からもそういう意見をいただいている。

【副委員長】 赤字でない限りは賛同する。

【委員長】 コロナの中、吉祥寺のお店が、外からのお客というよりは地元の方の交流拠点となることを経営戦略として、一時的に黒字になったと伺っている。赤字、黒字ということはもちろん、何のために続けるのかを考えることも重要である。

【A委員】 「新規顧客の獲得・売り上げの増加を目指すとともに」は、どういう経緯で六長に入ったのか。

【委員長】 まず、赤字がひどかった。また、実際はほとんど補助金でやっているようなもので、そのための経営改善努力をしていなかったというところに批判が集まり、廃止も視野に検討をという形だったが、武蔵野市という都市型の自治体として、他市との交流を生かす形での経営改善を図らないのかという議論等から、今の状況になった。

【A委員】 「交流拠点として、モノを通じた市民間交流」が第一義の目的なら、この文を先に持ってきて、「新規顧客の獲得」は違う表現にすることで、据わりがよくなるのではないかと。私も、担当として事務局とともに考える。

【C委員】 基本施策3「安全・安心なまちづくり」について。(1)「安心して暮らし続けられるまちづくり」は体感治安の話が主となっている。また、(2)は「特殊詐欺、消費者被害の未然防止・拡大防止」である。例えば、災害等の発生で一番先に命を落としやすいのが高齢者や障害者、妊産婦や子どもたちといった社会的弱者の方々に、市民の生活上の直接的な関心事は、「テロの発生やミサイル発射」もそうだろうが、もっと身近で切実な課題として、子どもの遊び場の安全、通学路の安全、夜道を安全に歩けるのかということではないか。都市基盤分野の基本施策3の(1)「人にやさしいまちづくり」との書き分けをしたうえで、環境面でのユニバーサルデザインやバリアフリー、市民生活上の安全・安心について書き加えられないか。

42 ページの災害対策について、私は災害時の情報伝達について問題意識を持っている。特に近年、住宅の機密性が高くなり、市町村の防災無線が聞こえにくくなっている。また、高齢者等の聴力低下や、健康・福祉分野で議論しているヒアリングフレイルに加え、若者はイヤホンをつけて音楽やゲームに夢中になっていると、玄関の呼び鈴を押されても聞こえない。災害発生時の情報伝達について、武蔵野市のホームページを見ると、防災行政無線のほかに武蔵野防災安全メール、むさしのFM放送やジェイコムとの提携について書かれているが、実際に市民生活で情報がどう伝わるのかを書き加えたほうが、市民も安全・安心が確認できるのではないかと。

【企画調整課長】 持ち帰り検討する。

【D委員】 防災無線放送が聞こえないという苦情、ご意見は議会も含めて多々いただいている。スピーカーの指向性、住宅の密閉性・建物遮蔽の問題等を検討し配置しているが、市として妙案がなかなか見つからないというのが実態だ。今のところ、情報の伝達の方法としてSNSやホームページを使って対応している。また、放送が聞こえない場合は電話をいただいて、防災安全センターで対応している。地域が脆弱な状況では、伝達は難しいのが実態で、「検討を行っていく」という内容にとどまっている。広報の検討を行う。

【C委員】 倉敷市は、防災無線を屋内でも聞けるようにするためのラジオを支給している。武蔵野市では、ジェイコムが防災無線を屋内で聞けるような機器を設置しており、私

の家にもある。ご検討いただきたい。

【E委員】 地域コミュニティの脆弱化が大きな課題だということは、圏域別意見交換会でも意見が出ていた。基本施策4「地域社会と市民活動の活性化」の(1)は、横との協働や情報発信が語られているが、コミュニティ支援に関する内容が少なく、薄い。

【委員長】 コミュニティの中における市民同士の語らい、あるいは連携等、対応の場づくりは重要である。担い手不足の話は健康・福祉や子ども・教育の分野で出ているが、確かに少ない。ほかにも書けるものがあるか検討したい。

【委員長】 基本施策1の(1)「平和施策の継承」でデジタルアーカイブ化について書かれ、基本施策6の(2)「文化財や歴史公文書の保護と活用」には「デジタル化等の取り組みにより歴史公文書の利用促進を図る」とある。これは連携したものと考えていいのか。また、デジタルアーカイブ化は、公文書の専門員だけでなく、市民がやっていく部分もあると思う。

基本施策1の(1)「平和施策の継承」に「平和施策のあり方も新たな展開が必要である」という記載がある。以前に作業部会でも私は指摘したが、ウクライナの戦争という状況の中、平和施策をどう考えていくか。この書き方にした背景、根拠等を伺いたい。また、新たなイメージは今から考えていくということかもしれないが、「新たな」はどういう意味を持っているのか。

【企画調整課長】 平和施策のところで書かれているアーカイブは、様々な戦争関連資料が失われていく中で、それをしっかり残していこうというものだ。市民活動推進課の所管事業としてデジタル化を図る。一方、ふるさと歴史館のアーカイブは、戦争関連資料も含むが、所管が異なり、事業を分けて考えている。将来的に一体化の可能性はあり得る。

「平和施策の継承」の記載は作業部会で、「ウクライナ」という具体的な国名を出すことの難しさについて議論になったことから、「世界各地で続いている国内・国際的な紛争」という言葉でまとめた。戦争の話は過去のものだと捉えられてきたところがあったが、今リアルに起きて、毎日映像も流れている。施策のあり方自体も新たな展開が必要になるという意見が出ていた。そういう意図を含めている。

【委員長】 学校教育現場でも、児童生徒等の関心が高い。リアルタイムに動いている中でどのように考えていくかというのは難しいことだが、武蔵野市自体は長く平和施策を続

けてきており、その歴史も決して無視できない。

【委員長】 プールの件で、バリアフリーについて一言書くことに賛成である。

分野担当の委員としては文章を変えたいが、なかなかすぐには変わらないということがある。そのときは、策定委員会の場に持ってきてもらいたい。必ず反映されるとは限らないが、皆さんで調査し議論することができる。

続いて、企画調整課長が、資料1の(5)子ども・教育分野の、第六期長期計画・調整計画討議要綱からの変更点及び第六期長期計画には記載のない新たな記載について説明した。

【F委員】 やりとりをかなり反映していただいた。感謝申し上げます。

委員の皆さんにご相談したい点が幾つかある。まず、子どもの虐待の件である。福祉分野に合わせて「虐待は人権侵害であるという認識のもと」という言葉を入れていただいたが、虐待をしてしまった保護者がこの文章を読んだときに、一方的な非難を受けているような、責められているような気持ちにならないか危惧している。虐待が人権侵害であるということについて反対の気持ちは全くないが、情報共有を行い、機関の連携を強化して、支援の充実を図るうえで、虐待をしてしまう保護者をどう支えるかを考えると、言葉としてはちょっと強いと考える。

基本施策2の(2)「保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備」に「特別な支援を必要とする子どもの保育や、市立保育園における医療的ケア児に対する保育の体制整備を進める」とあるが、ここでいう「保育」は児童福祉法上の保育で、保育所に関しての支援ということか。幼稚園も含めて、特別な支援を必要とする子どもに対しての幼児教育に市として支援を行うということか。今、支援を必要とするお子さんが増えている。その受け入れが保育所だけでなく幼稚園も、認定子ども園もあわせて、それぞれに必要な支援は届いているのか。

基本施策5のリード文に「多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化している。教職員の多忙化は著しく、多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する」とある。教職員の多忙化を解消することは間違いなく必要だが、「多様化する教育ニーズ」の

中身は、保護者、家庭、地域からの要望ということか。それとも、教育の充実という観点か。ここは書き分けたほうがいい。また、複雑化・困難化によって多忙化が引き起こされているのか、複雑化・困難化と多忙化は並列なのかが読み取れるほうがいい。

【総合政策部長】 「特別な支援を必要とする子どもの保育」について。どこまで想定しているか、確認する。もともとの成り立ちからも、幼稚園のほうが自主性は高い。市は、療育の担当が幼稚園の相談も受けるし、支援も行っている。そこも踏まえて、どう記載するか検討する。

【委員長】 実態の水準と記載の想定、両方を確認する必要がある。

【C委員】 虐待と人権侵害について。健康・福祉分野は、虐待はいかなる理由があろうとも許されるものではないという認識に立って、このような表現になっているが、F委員の指摘はよく理解できる。また、虐待は、対象や環境、要因が異なるが故に、児童虐待防止法もあれば、高齢者虐待防止法もあり、個別の立法となっており、虐待というひとくくりに言い表せない部分がある。分野で書き分けてもいいのではないか。一律にする必要はないと思う。

【委員長】 私も、以前、この分野を担当したとき、虐待はゼロになるということを目指とするよりも、虐待は絶対に起きるというところを踏まえて、対応を考えた。虐待はいつでも起きるということを意識して対応し続けることに意味がある。虐待は人権侵害というのは全くそのとおりだが、表現によっては、本当に支援が必要な人たちが遠ざかっていってしまうことになる。虐待は人権侵害という前提条件を持たない人々も、やはり離れていってしまう。やや厄介な議論だが、改めてそれぞれの担当と考えてほしい。

【総合政策部長】 児童虐待、養育困難に対する支援と人権侵害が1つの文章になっていることが気になっている。虐待は、虐待している人としていない人と二分できるわけではない。人権に基づいて考えたら虐待に当たるようなことがなかったかという部分から、皆さんの意識を高めるための周知啓発には、人権侵害という書き方と、虐待、養育困難家庭がつながった書き方を見直したほうがいい。

【委員長】 虐待には多様なものがある。対象者も、行う側も多様だ。それぞれの施策との連携も考えながら記載を考えていただきたい。また、計画の中で絶対表現を合わせなければいけないというわけではないことも踏まえて考えていただきたい。

【C委員】 医療的ケア児及びその家族への支援に関しては、既に法律ができている。健

康・福祉分野でどう取り扱うかを議論し、子どものほうで書くべきだと考えている。

複数の世代に跨って重層的に複雑な問題を抱える例示として、ヤングケアラーと 8050 問題がセットでよく出てくる。基本施策 1 の (3) 「それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援」も「ヤングケアラー、8050」となっているが、8050 問題はむしろ健康・福祉の高齢の分野だ。ヤングケアラーは子ども・教育に書くとして、8050 問題は健康・福祉分野で書いた方が適切ではないか。

【委員長】 基本施策 1 の (2) で児童相談所についての記載がなくなった。児相が新しく移ることはほぼ決まったとのことだが、連携のあり方に関する記載もなくていいのか。場所が近くなる可能性もある。児相が移ることにより、もうちょっといいことができないかというポジティブな記載は必要ないか。

基本施策 2 の (4) の 0123 については、3 歳までに限るのか等、多様な論点を含む。0123 の「全市的なあり方の検討」の意図を確認したい。

【企画調整課長】 児童相談所の再編について。移った後の連携に関して書くべきだというのは事務局でも議論していた。意見交換でも、新たな児童相談所との連携について記載をするべきだという意見があった。事務局と所管とで再度調整する。

0123 の「全市的なあり方を検討」で言わんとしているのは、対象年齢の拡大だ。これは今年も試行実施する。コロナでできなかった年もあったが、試行はしてきた。また、利用者から、もう少し長く開館してもらえないかという意見もあったので、時間の延長も含めて試行する。そういう意図を「施設の全市的なあり方を検討」と大きく書いた。

【委員長】 「施設の全市的なあり方」とあると、どう読むべきか、途端に混乱する。さらにつくるのかとも考えてしまう。対象年齢の拡大はいろいろなご意見もあると思うが、時間の延長等はニーズのあることだ。労働等にも関わる。「全市的なあり方」という表記を最終的に残すのかも含めて、もう一回、詰めていただきたい。

【B 委員】 「全市的なあり方」は「子育て支援拠点」のほうにかかっている。子育て支援拠点は 0123 以外にも、児童館ほか幾つかある。それらを全市的にどう配置するかということだ。個別計画の子どもプランも今、同時進行している。その中で細かく議論する。

【委員長】 ここは論点が 2 つほど入ってしまっているので、書き方を整理したい。

F 委員ご指摘のリード文は、当時、私が担当だったので、その意図を一言だけお伝えする。子どもと向き合うための時間の確保について、一番大きかったのは、部活動問題と考

える。当時、ブラックな学校問題や労働問題、学校に関するブラック部活動の話が出始めていた。さらに、市民の方々との対話の時間等を設けて開かれた学校をつくっていかうということもあり、何を本来の教育として考えるべきなのかというときに、果たして現状の部活動も残すべきか、教員の事務作業等をどうすべきかという問題があった。教育社会学では、保護者からの様々な要求による教員の疲弊について考える必要があるという議論がある。総合的に勘案すると、本当は教員を増やすべきだが、すぐ実現しないのであれば、せめて教員の本分である教育に注力できる時間の確保が必要だということを意識して書いた。ただ、多様な読み方ができてしまう部分でもあるので、補足できるようなものを書いていきたい。

続いて、企画調整課長が、資料1の(4)緑・環境分野の、第六期長期計画・調整計画討議要綱からの変更点及び第六期長期計画には記載のない新しい記載について説明した。

【副委員長】 担当としてのコメントは特になし。問題ない。

【G委員】 森林環境譲与税について。武蔵野市は、ほかの都市部と違って市内に里山林があり、緑や川を持っている。私がいただいた林野庁、総務省の資料には、森林環境譲与税を活用した実施可能な例として「里山林の機能向上や竹林の整備等のため」があった。ナラ枯れなどもあるので、カーボン・オフセットで市外に持って行って消費するのではなくて、市内で使ったほうが、市民感覚としてはよいのではないか。また、「計画策定、森林情報整備等」とあり、今後の森林整備等に関して計画的に進めていくための協議会、策定の方針を運営するようなものにも使っていけるとのことと考える。市民自治で、計画策定に市民が参加し、コンペティションのようなものをしながら、税金を使うことに生かせないか。

54 ページの8行目で「動物虐待」が急に出てくる。どうしてそこで「動物虐待」が出てきたのか、私にはわからなかった。

51 ページの6行目に地球温暖化の「『適応策』も重要である」とあるが、「適応策」は具体的にどういうことを指しているのか、文脈からは読めなかった。

53 ページの5行目のエコ re ゾートについて。市民から、次世代の若い人たちの緑に対する意識をどう向上していけるかという意見があった。中高生世代の意見を伺ったときも、

若者たちは緑に関心があった。若者たちの自然に対する情操、教育を醸成する機能を、エコレポートに入れられないか。

【企画調整課長】 森林環境譲与税について。今既に市内の公園を整備するときの遊具に多摩産材を使うなどで活用している。他自治体の状況を見ると、ほとんど基金に積んでいて、活用し切れていない中で、武蔵野市は活用ができているということで、所管は「森林由来のクレジットを活用したカーボン・オフセット」を考えた。ご提案を受けとめ、意見があったことについて所管と話す。様々な事情があつての記載だと思われる。

市民が参加してということでは、気候市民会議がまさにその例になるのではないかな。様々な提案を受けて、年内には報告書もまとまる。

51 ページの6行目の「適応策」については、確認する。

エコレポートについて。ようやくコロナも落ちつき、今現在も様々な取組みをしている。可能性のある施設であり、素案の中で具体的な施策をどこまで書けるか、個別計画に委ねるかは整理が必要だ。ご意見は持ち帰らせていただきたい。

【委員長】 54 ページの8行目「ライフスタイルの変化」や「外来生物による感染症の拡大」のところなぜ「動物虐待」が入るのかについてはどうか。場所の問題か。

【企画調整課長】 確認する。

【委員長】 森林環境譲与税の使い方のご提案があつたことを所管に、場合によっては会議体等にもお伝えいただきたい。

【副委員長】 私も「適応策」はどう読むのかと考えた。これは緩和策に対応するのではないかな。CO₂を出さないようにしよう、温度が上がらないようにしようという、より減らす方向ではなくて、被害が起こってもポジティブに解決していくということか。

【H委員】 その用語は、環境問題で一般に使われている。具体的にはなかなか言えないが、原因を抑えるというのが緩和だ。適応は、我々の生活のほうでどう対応していくか。その両面でないと解決できない。この2つの言葉は慣用句で、この用語を変えてしまうと、都や国で使っている用語と整合しなくなる。

【企画調整課長】 「適応策」は、武蔵野市地球温暖化対策実行計画の中で「緩和策」と分けて記載があり、『適応策』とは、「防災や農作物の品種改良等により、社会の仕組みや生活を温暖化に適応させ、悪影響を減らし」と記載されている。

【委員長】 「適応策」、「緩和策」、どちらも調べればたくさんあるのだろうが、わからないところもかなり大きい。脚注をつけてはどうか。

【C委員】 54ページの24行目に「外来生物」とある。「生活環境被害をもたらす害獣・害虫」という言葉があるが、外来生物法に基づくと、動物、昆虫に植物も入る。植物も生態系に影響を及ぼす。植物についてもあわせて記載するほうがいい。

動物愛護については基本施策5の(1)から(2)を別に起こして「動物の愛護と適切な管理」としている。動物愛護については六長のときから議論がある。書き方も非常に難しく、ペットの飼い方のようなところでとまっている。

また、ペットにも寿命がある。ペットが亡くなれば、ペットの埋葬の問題が出てくる。ペットは埋葬法の対象になっていないので、法律上は一般廃棄物の扱いになるはずだ。自宅の敷地内に埋める分にはいいが、公共地に埋めると法律や条例等の違反になる。市は、市民からのそういうニーズにはどう対応しているのか。ペットブームから20年ほどたっており、今後5年先、10年先には、動物が亡くなった後の廃棄の問題が出てくる。ここも書き方に苦勞すると思うが、少し触れておいたほうがいいのではないかな。

【企画調整課長】 確認して、次回以降、回答する。

【H委員】 生活環境被害をもたらす植物には、トウネズミモチ、ニセアカシア、ルドベキアがある。トウネズミモチは、鳥が種を運んで自然地で増える。ルドベキアは武蔵野市内でもガーデニングで植えられているが、北海道では庭から自然の草地に流出し、一大群落をつくったために、環境省が規制している。

【副委員長】 市民の方々からの質問、コメントでは、ペット等動物類についてが多かったが、植物関係が少ない。植物の外来種についても書き込むべきだ。

ペットの埋葬場を市民サービスとして行っている自治体があるか、調べていただきたい。なければ、全国に先駆けて武蔵野エコリゾートをペット専用火葬場とするのも、市民のためのサービスになるのではないかな。

【委員長】 私の知る範囲で横浜市が既に行っている。大学院等で飼っていたペットのハムスターが亡くなったときに、みんなで連れていったことがある。武蔵野市は火葬場を単独で持っていないが、東京都の獣医師会が持っているはずだ。特に武蔵野市内の場合、マンションが多く、庭に埋めることができないという方は多い。ペットのお墓についてとあわせて、ペットに関する情報、啓発について、市としてやれることがあるとしたらどのレベルかも含めて、お考えいただきたい。

ルドベキアは、検索したら、私も見たことのある花で、これが外来種という知識は私に

は全くなかった。啓発と知識の普及がなければ、販売するところもあるかもしれない。そういうところにまず一言お願いをしてみるなど、やれるところからやってみるという形でいいと思う。長計で書くべきことなのか、個別計画かはわからないが、持ち帰って考えていただきたい。

【D委員】 ペットの件は、従前、もうちょっと積極的に「共生」という言葉も使っていた。ただ、共生となると、地域社会の共生、福祉の共生等があり、ペットとの共生は、表現として難しい。また、災害時、避難所でペットと同じ生活空間にいるのかという問題も生じるので、「適切な管理」という形でとどめた。

ペットの火葬・葬儀は、公共団体としては東京都獣医師会の霊園協会に東京都が依頼している。市もそういう形の紹介をすることになると思われる。

【委員長】 共生という言葉を使わなかった文脈が非常によくわかった。ペットを飼っている方にとっては、ペットは家族だ。ただ、苦手な方もたくさんいらっしゃる。市民的な議論をいただきながら、考えていきたい。

【H委員】 ここにはほとんど書かれていないので、次の長期計画に入れたらいいのではと思うのが、公共による、花によるまちづくりである。イギリスは非常に活発で、都市間の花のまちづくりコンテストがある。バースという町は、市営で苗木や花の育成をして、店舗や銀行など公共性の高い空間に供給している。武蔵野市はそういう意味の色気が足りない。今までの緑施策は樹木中心で、視覚に入る緑色の緑をいかに増やすか、あるいは減らさないかという流れだが、まちづくりとして、もうちょっと色とりどりになることを導入してみる余地はないか。

緑・環境分野は、副委員長は完璧だとおっしゃって、まさにそうだが、全部先人の遺産だ。新しい時代に合ったまちのつくり方を考えていただきたい。

【副委員長】 七期は、例えば緑・環境・花分野になるのか。打ち出すべきは花か。

【H委員】 シティガーデニング、アーバンガーデニングと言われるものは、壁面緑化、屋上緑化、店舗前のしつらえをいう。それを町並みとして、ある程度調和を持たせることを公共が手助けすれば、吉祥寺の商店街も魅力的になる。

【委員長】 緑の基本計画を見ると、花という言葉も入っており、我々の目に見えるところにあらわれているものだけが施策というわけではないと考える。事務局で持ち帰っていただき、場合によっては七長に送るかどうかも含めて考えたい。

【E委員】 53 ページの7～8行目の公園について。「公園面積の充足に向け、公園空白地、特に駅周辺など商業地域への重点的な整備」とあるが、駅周辺に公園をつくるのは非常に困難だ。高度利用して、再開発し、空地をつくって、そこに公園という手法だと思うが、それは3駅のどこも現実的ではない。吉祥寺のパークエリアでということ的前提を考えていないのであれば、「特に駅周辺など商業地域への」という文言は削除したほうがいい。再開発をイメージしてしまう。

【企画調整課長】 以前、H委員から、「駅周辺など」というご発言があったと記憶している。それを受けての記載だと思われるが、所管に確認する。できないことは書くべきではないが、所管が書いてきたということは、何か構想があつてのことと考える。

【I委員】 今回、緑のところで書かれているのは、基本的に公園などの公有地か大木、シンボリックなものばかりである。個人の住宅の庭の緑が、近時の開発、敷地面積の分割でどんどん小さくなっている。まちを歩くと視野に入ってくる変化に富んだ緑、いわゆる緑だけでなくオレンジ、赤、白等色とりどりの景観は、これまで総合的につくってきたものだと思う。緑の絶対的なボリュームがどんどん少なくなっていくという課題に関する方針や記述はどこかに書かれているか。書かれていないのであれば、少し書き込んだほうがいい。

緑の維持は、今は市民の趣味やボランティアな部分に頼っているところが大きい。今、市内で生け垣がどんどんなくなってきている。維持が大変なので、ブロック塀にしてしまうという話を聞いた。一方で、武蔵野市は、例えば枯れ葉だとか枝、緑のものを出すとき、1家庭当たり3個までと決まっている。23区内では、持っていけないところもあるので、武蔵野市は恵まれているほうだが、緑の維持をしていると、1家庭3個では足りないことがある。

【副委員長】 52ページの29～30行目に、たった一文だが、「魅力的な都市空間を創るためには、市のみならず、市民や事業者等による地域の価値を高める緑化や緑が持つ多様な機能の活用を図っていく必要がある」という記載がある。ただ、これだけでは少ないので、拡充していかなければいけないと思った。

【総合政策部長】 52ページの34～35行目の「私有地の緑は減少」は、まさに住宅地の細分化によるものであり、市は問題意識を持って、土地の分割に制限を行っている。生け垣等の整備には、他市と比べればしっかりした補助制度がある。しかし、実際の維持管理

は個々人の方の意識に頼っている部分があるので、ご意見を受けて、こういった書き込みをこの調整計画の中でできるか、検討する。

【I 委員】 34～35 行目の文章は現状の問題提起はなされているが、それに対する取組み方針が書かれていない。ここは追記いただきたい。

【委員長】 五長調は、民有地の緑の保全ということが結構大きく入っている。民有地の緑の保全について、市民がみずから緑を守るためのネットワーク、市民活動の充実等が指摘されている。ただ、それでも分割はされていく。いかんともしがたいところだが、過去からの連続性を踏まえて、例えば民有地の緑の保全ということを書き込むのか、あるいはもう少し違う形にするか。ただ、市の政策だけでなく、市民の皆様にもある程度理解していただかなければいけないところもある。できる施策について考えていきたい。

【委員長】 53 ページの 9～10 行目の公園の記述で、「ニーズの変化等に対応した公園緑地の魅力向上」とあるのが気になった。これまでは子どもが多かった中での公園づくりをしていた。武蔵野市は、人口推計等を見ても、必ずしも子どもが減るという文脈が強いわけではない。その中で、「ニーズの変化」というのはこういったことを指すのか。

【企画調整課長】 中高生世代との意見交換の中でも、公園については様々な意見が出ていたが、ここは具体的に中高生世代の意見を聞く云々ではなく、「ニーズの変化等に対応した」というところに思いを込めたというのが、所管の説明だ。もともと六長にも「ニーズの変化」という言葉の記載がある。中高生世代の意見交換も踏まえて「公園緑地」というところにつなげて記載した。

【委員長】 そうであれば、「ニーズの変化」というよりは、「潜在的にあったニーズに対応する」のほうがむしろ近いのではないか。もとは公園でのボール遊びはだめということではなかったはずなのに、何らかの形で規制された。だが、そのニーズはある。ここは、中高生世代の皆さんが意見を言ったことによって変わったと言える部分でもある。

【I 委員】 「ニーズの変化」について。例えば池袋は今、まちの活性化で4つの公共公園を活性化させ、まちそのものの潜在力が上がっている。緑地化してコミュニティ開放型の公園にしたり、アニメの聖地を狙って公園にディスプレイをつくり、産業振興と絡めて、まちの魅力を上げるということもしている。今はパーク P F I でいろいろなものができる。公園の持つポテンシャルを考えたら、都市基盤や、産業ということで文化・市民生活でも

いろいろな展開がある。緑地で切っていくのか、産業振興で見るか、まちづくりで見るか、公民連携で見るのか、検討いただきたい。

続いて、企画調整課長が、資料1の(5)都市基盤分野の、第六期長期計画・調整計画討議要綱からの変更点及び第六期長期計画には記載のない新たな記載について説明した。

【H委員】 都市基盤は、その背景になる都市計画的な位置付け、建築、土木、設備の技術的なことが背景にあるので、なかなか理解しづらいが、ここではどういう方向性を導くかという答えまでは書かないで、討議する内容を示した。都市基盤はインフラストラクチャーやハードウェアで、都市計画、建築、土木の技術的なところを必要条件として整備するが、十分条件である健康・福祉、子ども・教育、文化、市民生活、緑というソフトの部分によって決まる。都市基盤だけでは議論できないし、その結果は、行政の予算という形で財政に関わる。都市基盤分野はそのちょうど中間にある。公園のPFIでの使い方は、例えば旧赤星邸の方向性がいい手本になると思うが、都市基盤には書いていない。どの分野に入っているからそこだけで議論するというのではなくて、総合的にやっていかなければいけない。

【C委員】 62 ページの6行目と22行目に「自転車」の記述がある。7月に改正道交法が施行になったが、電動キックボードは、道交法上は原動機付自転車という扱いになり、市民の持つ自転車のイメージとは違う。改正道交法を踏まえた表現があってもいいのではないか。

【企画調整課長】 どこまでを含めての記載かということと、書き方について、所管と相談する。

【D委員】 キックボードは免許制ではなく、ヘルメットも努力義務という形になったので、気軽に乗れる状況になる。歩道ではかなり遅く走らなければいけない等、幾つか規制があるが、具体的な施策は市では検討中であり、現在は周知に徹している。なお、この素案で書いている内容は、まさに自転車についてで、安全利用の面で非常に問題が多いということだ。新たな課題と対応については、この5年間の調整計画の中で何ができるのか、所管と協議する。

【委員長】 非常に新しい問題で、警察等の関係もある。ここで書くべきなのか、あるい

は個別計画に持っていったほうがいいかも含めてご検討いただきたい。

【F委員】 基本施策2の道路について。中高生世代との意見交換会ときに、通学路で危ないところがあるという話が出ていた。「計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する」というのは、道路の舗装といった面だけでなく、通学等いろいろな人が利用するうえでの安全の視点も含まれているか。

【D委員】 含まれている。児童の安全は最優先の部分だ。学校、警察とも連携しながらパトロールを行い、指摘された事項について毎年見直しをする。ただ、できるところとできないところ、物理的な問題があり、意見として出されたのだと思う。中高生世代ワークショップのときに指摘されたところも、対応が難しい部分を含んでいた。

【委員長】 中高生世代との意見交換のときに、普段歩く道が暗いという意見が結構あった。ただ、感じ方の問題かもしれないし、子どもたちの観点が例えば背の高さが大人と違うために、暗いと感じる可能性もある。子どもは感じたことをわざわざ市役所に言いに行くということは絶対にしないので、子どもの観点からの意見を吸い上げる仕組みについて、皆さんでアイデアを出していただきたい。

【H委員】 六長以降、バリアフリー基本構想 2022、公共施設等総合管理計画、下水道総合計画 2023 年、景観ガイドラインなど、様々な個別計画が立っている。それに沿って着実に進めていけばいいと思うが、そういう個別計画の存在を市民の人によく知ってもらって、こういう見通しだということを確認にしていくといい。

また、水道も道路も、東京都とのやりとりで決めなければいけないことが多く、武蔵野市だけの意思ではなかなか決まらないところがある。市民から見たら、都のものなのか、市のものなのか、区別がつかない。市民に誠実に対応していくには、情報提供、あるいは上位計画に対して市はこう見ているということをはっきりと明らかにする。現状もしているが、うまく伝わるように、頑張ってもらいたい。

【D委員】 59 ページの 28～30 行目に伏見通り、平和通りについて書かれている。平和通りは東京都が管理しており、道路占用等については東京都が許可する。市は、表面管理をしている。一方、伏見通りは、中島飛行場から委譲されたエリアが武蔵野市の管轄という非常に矛盾した状況にある。これを双方で交換し移管管理して、吉祥寺の平和通りを武

蔵野市が管理すれば、吉祥寺のまちづくりに寄与した形の管理ができるので、協議を続けているが、なかなか難しい。ただ、これを長期計画・調整計画で記述したのは、市民の方々に表明していくということを所管も考えたのだろう。

【委員長】 複雑なことがあると想像されるが、問題はぜひ出していただいて、我々も、こういうところを書くことで議論が進むように、背中を押していきたい。

【E委員】 基本施策3の(2)「市民の移動手段の確保」に「少子高齢化の進行等に伴い、交通弱者に」とある。また、基本施策5の(2)「多様な世帯に対応した住まいへの支援」には「少子高齢社会の進行等に伴い、住宅困窮世帯(者)」とあるが、文脈的には「高齢化」で、「少子」は関係ないのではないか。「少子高齢化」という言葉が正しいのかもしれないが、ちょっとわからなかった。

【企画調整課長】 「少子」は不要と思われる。検討する。

【総合政策部長】 住宅については、独居世帯は少子高齢化が関係する。確認する。

【委員長】 住宅に関しては、シングルマザーの入居等の可能性もゼロではない。確認いただきたい。

「交通弱者」の部分は、確かに「少子」はあまり関係ない。「高齢化」だけで十分だ。ただ、「少子高齢社会の進行等に」は、書くとしても「少子高齢社会」ではなく「少子高齢化」のほうがいい。

【I委員】 60 ページに、水道のことが結構出ている。武蔵野市の大きな課題として、都営水道一元化の話が今回しっかりと書き込まれた。32 行目では、国のこともコメントしている。今まで水道は厚生労働省が見ていたが、来年4月からは国土交通省に切りかわる。国も施策を大きく切りかえてくる。この機を逃さずに、国のサポートもしっかりとりながら、東京都ともうまく調整していただけたらありがたい。頑張ってもらいたいというエールを送る。

【委員長】 基本施策2の③「水道」の(2)「安定的な水道事業運営」で有機フッ化水素化合物の水質検査について書かれている。これは継続的に行ったほうがいいが、水質検査のみでいいのか。

【企画調整課長】 実施する内容は水質検査ということになるが、今回、有機フッ素化合

物の問題を受けて、検査の頻度を上げている。

【D委員】 国も審議会を立ち上げて、一定の見解を出す。「国の動向を注視しながら」といった記述が今後必要と考える。

【委員長】 国の動向で今後変わる可能性がある。「計画的な実施のうえで、さらに国の動向等を注意しながら対応を検討する」とすればいいのではないか。まだ問題が見えない部分であるので、深刻度を考える必要がある。情報の精査も必要である。

(2) その他

企画調整課長が、資料2に基づいて、9月に開催される圏域別意見交換会（中央）の開催時間の変更、10月の市議会各会派等との意見交換の日程と場所について説明した。

以上の議事を経て、委員長が第15回武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会を閉じた。

以 上